

第3期島根県医療費適正化計画の進捗状況について

1. 医療費適正化計画について

国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法により、都道府県は医療費適正化計画を策定することとなりました。

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもので、島根県では平成20年4月に「島根県医療費適正化計画（第1期）」（計画期間：平成20年度～平成24年度）を、平成25年4月に「島根県医療費適正化計画（第2期）」（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、さらに平成30年3月に第3期計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）を策定しています。

2. 計画の進捗状況について

医療費適正化計画の進捗状況については、高齢者の医療の確保に関する法律第11条第1項の規定により、毎年度各都道府県のホームページ等で公表することとなっています。

3. 進捗状況の内容について

○第3期医療費適正化計画 PDCA 管理様式

1. 目標に関する評価

（1）住民の健康の保持の推進に関する目標

- ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標
- ② 特定保健指導の実施率に関する数値目標
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標
- ④ たばこ対策に関する目標
- ⑤ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標
- ⑥ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

（2）医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 後発薬品の使用促進に関する数値目標
- ② 医薬品の適正使用の推進に関する目標
- ③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

第3期医療費適正化計画 P D C A 管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					2023年度 (目標値)
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
53.9%	56.3	58.2				
目標達成に 必要な数値	56.6	59.3	62.0	64.6	67.3	70%
2020年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会の支援により、AIを活用した受診勧奨事業を、市町村国保のうち10保険者が実施。新型コロナウイルス禍による健診の延期や中止が相次いだり、事業未参加市町村の受診率は平均3.8ポイント減（平均受診率42.7%）であったのに対し、参加市町村は平均0.1%ポイント減（平均受診率44.9%）にとどまった。 ・特定健診未受診者のうち、通院者の受診率向上のため、保険者協議会の取組として特定健診受診の啓発と診療データの活用について、令和2年4月から島根県医師会と集合契約を締結し、11市町村が事業に参加した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県医師会との集合契約について、参加保険者の拡大を図るとともに、取組事例の共有を行う必要。 ・各保険者で効果があった取組や特徴的な取組を、国保連合会開催の研修会や保険者への個別指導で情報提供していく。 					
次年度以降の 改善について						

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間						2023年度 (目標値)
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
21.6%	25.3	24.9					
目標達成に 必要な数値	25.5	29.4	33.3	37.2	41.1	45%	
2020年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会の取組として、特定健診等に係る島根県医師会との集合契約に特定保健指導の実施を追加し、より多くの保険者及び医療機関で保健指導を実施できる体制を整備した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響により、市町村国保の実施率は前年度（27.1%）から3.2ポイント減（23.9%）となった。 ・各保険者がそれぞれ対策を行っているが、市町村国保の実施率をみるとR2年度実績で最も高い市町村は76.2%、低い市町村は6.3%と大きな差があり、課題に応じた取組が必要。 ・今後も取組状況の共有やその他の好事例の情報交換等を行い、さらなる実施率の向上を推進する。 						
次年度以降の 改善について							

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					2023年度 (目標値)
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
16.8	14.9	14.9				
目標達成に 必要な数値	18.2	19.5	20.9	22.3	23.7	25%
2020年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、圏域健康長寿しまね推進会議を母体に、住民、関係機関・団体、職域団体、行政等が連携し、食生活の改善や運動促進など生涯を通じた健康づくりに向け、健康づくり活動の表彰や好事例の広報など地域や職場での健康づくりの取組を推進した。 ・ 「しまね☆まめなカンパニー事業」を実施し、職域での健康づくり推進に向けた情報発信を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が主体となった地域ぐるみ、職場ぐるみの健康づくりの気運を醸成し、取組の充実に向けた支援を行う必要がある。 ・ 「しまね健康寿命延伸プロジェクト」により健康づくりの取組を強化する。 ・ 健康づくりに無関心な方々への効果的なアプローチ方法を検討していく必要がある。 					
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、県、圏域健康長寿しまね推進会議を中心として、地域や職域における活動の推進を図る。 ・ 健康づくり無関心層が多いとされる青壮年期の人々に健康情報を提供するとともに健康づくりをしやすい環境を整えるため、地域保健と職域保健の連携体制の強化を図る。 					

④ たばこ対策に関する目標

<p>目標</p>	<p>たばこを習慣的に吸っている者の割合を減らす</p>
<p>2020年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】 「第4次島根県たばこ対策指針」に基づき、従来から掲げている対策の4本柱を継続しながら、改正健康増進法における受動喫煙防止対策の強化に取り組んだ。 2020年4月に改正健康増進法が全面施行されたことにより、望まない受動喫煙をなくすため、関係機関や団体等と連携し周知啓発を進めた。 禁煙支援薬局や禁煙治療医療機関等禁煙サポートに関する情報について、ホームページ等を活用し情報発信を行った。</p> <p>-----</p> <p>【課題】 改正健康増進法における受動喫煙防止対策により一層取り組む必要がある。 禁煙意欲のある人が、身近なところで相談が受けられるサポート体制が必要である。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>引き続き、あらゆる機会を通じて、改正健康増進法における受動喫煙防止対策の周知啓発や禁煙に関心が持てるような情報提供と禁煙支援を行う。</p>

⑤ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

<p>目標</p>	<p>糖尿病合併症発症者数および血糖コントロールが不良な者を減らす</p>
<p>2020年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病対策に関する各会議を開催し、糖尿病腎症の発症・重症化予防について、関係者での課題の共有や、連携体制等について検討を行った。また、治療等に関する各種ガイドライン等が改訂されたことを受け、県の「糖尿病予防・管理指針」及び「糖尿病腎症重症化予防プログラム」を改訂した。 ・重症化予防対策従事者の資質向上と連携強化のため、研修会の開催や指導用媒体の作成を行った。 ・市町村との協働によるモデル事業として、未治療者や治療中断者への受診勧奨通知を行う糖尿病腎症重症化予防事業を7市町村で実施した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規透析導入者割合や、糖尿病腎症による透析導入者割合は減少していないため、2018年7月に示された「腎疾患対策検討会報告書」も参考に、CKDも含めた重症化予防対策を実施していく必要がある。 ・すべての市町村が重症化予防対策に取り組みよう支援をしていく必要がある。 ・引き続き、CKD対策の視点も含めた糖尿病対策を進めていく。 ・重症化予防プログラムの推進に向けたデータ分析や市町村との協働による治療中断者・未治療者に対する受診勧奨事業を継続し、取組の拡大を図る。
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、CKD対策の視点も含めた糖尿病対策を進めていく。 ・重症化予防プログラムの推進に向けたデータ分析や市町村との協働による治療中断者・未治療者に対する受診勧奨事業を継続し、取組の拡大を図る。

⑥ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

<p>目標</p>	<p>地区ごとの健康づくり活動を基盤とした健康なまちづくりを進めるため、住民、関係団体、地域、職域、行政等が一体となって「健康長寿しまね県民運動」を推進する。</p> <p>島根創生計画による「しまね健康寿命延伸プロジェクト」を進めることにより、さらなる健康寿命の延伸を図る。</p> <p>保険者によるデータヘルス計画（保健事業実施計画）の策定及びPDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業の円滑な実施に向けた支援を行う。</p>
<p>2020年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、圏域健康長寿しまね推進会議を母体に、住民、関係機関・団体、職域団体、行政等が連携し、食生活の改善、運動促進、歯と口腔の健康づくり、禁煙・受動喫煙防止等に関する周知啓発活動を実施した。 ・ 地区ごとの健康づくり活動を推進するため、健康づくりグループ表彰事業、好事例の広報等を実施した。 ・ 事業所での健康づくりの取組を推進するため、「しまね☆まめなカンパニー事業」を実施した。 ・ 県民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう、健康づくりの111目標の周知啓発、「+1」（プラスワン）活動を推進した。 ・ これまでの関係団体との取組を基盤として、より一層健康づくりを進めるための「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」をスタートし、「健康長寿しまね推進会議」において、「しまね健康寿命延伸取組宣言」を行った。 <p>-----</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が主体となった地域ぐるみ、職場ぐるみの健康づくりの機運を醸成し、取組の充実に向けた支援を行う必要がある。 ・ 健康づくりに無関心な方々への効果的なアプローチ方法を検討していく必要がある。 ・ 低栄養予防、口腔機能低下予防の取組を通じたフレイル予防対策を進めていく必要がある。
<p>次年度以降の 改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、県、圏域健康長寿しまね推進会議を中心とした周知啓発活動を実施する。 ・ 地域ごとの健康づくり活動の活性化を図るとともに、フレイル予防対策を強化する。

<ul style="list-style-type: none">・健康づくり無関心層が多いとされる青壮年期の人々に健康情報を提供するとともに健康づくりをしやすい環境を整えるため、地域保健と職域保健の連携体制の強化を図る。・県民自らが健康づくりに取り組めるよう環境整備を進めるための「しまね健康寿命延伸プロジェクト」を推進する。	
--	--

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					2023年度 (目標値)
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
75.7%	79.9%	82.7%	84.0%			
目標達成に 必要な数値		80.0%	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上
2020年度の 取組・課題	<p>【取組】 各保険者からの後発医薬品差額通知を継続実施。さらに、保険者協議会の場を活用して関係機関を交えた後発医薬品の使用促進に関する協議及び情報交換を行いながら、一般向け広報資材の配布による普及啓発を行った。</p> <p>各保険者による後発医薬品差額通知や広報活動、医療機関指導における後発医薬品使用の指導、さらには薬局等での後発医薬品への切り替えの取組等により、後発医薬品使用割合は順調に伸びており、2020年度末では目標を達成し、前年度より1.3%上昇している。</p> <p>【課題】 年代別では若年層の使用率が低い等の課題が残っている。</p>					
次年度以降の 改善について	<p>目標は達成した後でも、後発医薬品差額通知等の他にも、多くの薬局や医療機関において、診療報酬上のインセンティブもあり後発医薬品への切り替えの努力が続けられている。</p> <p>これらに加えて、保険者協議会においてリフレッシュ等により、自己負担額が少ない（もしくは無い）公費医療対象者に対する後発医薬品利用促進に関する啓発活動を継続実施する。</p>					

※出典「NDBデータセット 都道府県別データブック（基礎編）後発医薬品数量割合【都道府県別】」

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

<p>目標</p>	<p>重複投薬の是正や副作用の発生や医薬品の飲み残しにつながる可能性のある多剤投与の適正化等、医薬品の適正使用の推進。</p>
<p>2020年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】 各医療保険者における医療機関及び薬局と連携した訪問指導や医療費通知等による意識啓発や、かかりつけ薬剤師・薬局及びお薬手帳の1冊化等に関する啓発リーフレットの作成。 県内における多剤・重複服薬や薬剤併用禁忌に関する現状分析を実施し、県内医師会、薬剤師会に対して説明と次年度の通知事業への協力を要請した。</p> <p>.....</p> <p>【課題】 市町村のマンパワー不足もあり、被保険者への訪問指導等直接的な働きかけが十分に行われてはいない。また、被保険者の問題意識も希薄な部分もある。 医療機関や薬局等の協力を得て、適切な受診や服薬を促す取組に繋げる必要がある。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>多剤・重複投薬に関する通知・指導とその効果測定まで各市町村単位で実施する事業を、国保連と県が連携して組み立てて、希望する市町村に実施してもらう。</p>

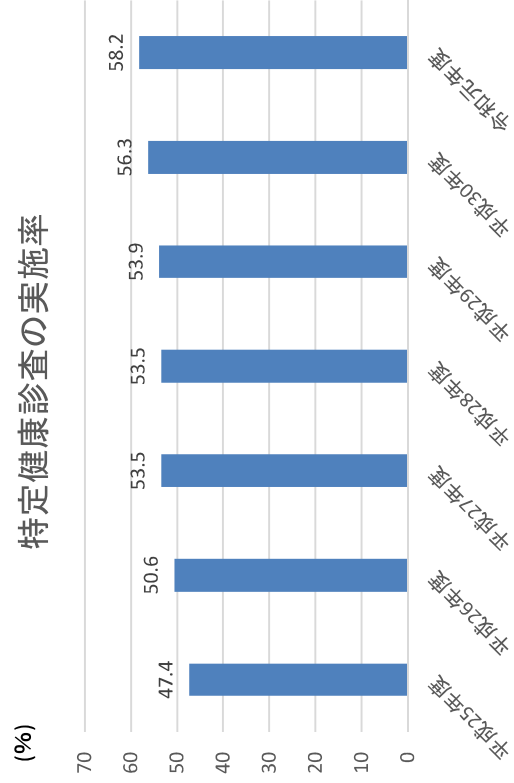
③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

<p>目標</p>	<p>各地域におけるプライマリーから高次・特殊医療を担う医療機関までの医療機能の分化（医療機関間の役割分担）と連携 在宅療養を行う患者を支える各医療機能別医療機関の連携体制の確立</p>
<p>2020年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○圏域での合意に基づき、病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数（4カ所） ⇒ 地域医療構想に基づく病床機能転換が促進され、2025年を見据えた医療提供体制の構築に繋がった。 ○しまね医療情報ネットワーク（愛称：まめネット）の「WEB会議サービス」を活用（新規発行ライセンス数：89） ⇒ 遠隔によるオンラインでのカンファレンスが可能となり、医療従事者の負担軽減や医療・介護の連携推進に繋がった。 ○条件不利地域で訪問診療を行う医療機関数（23医療機関） ⇒ 採算性の確保が困難な中山間地域における在宅医療提供体制の強化に繋がった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各圏域において、地域医療構想を踏まえて検討する将来の病床規模に伴い必要となる在宅医療の受け皿確保 ○診療所医師の高齢化や後継者不足等による、一次医療提供体制の維持 ○医師の働き方改革に関する法施行（2024年度～）に向けた持続可能な医療提供体制の維持 ○家族の介護力の低下等から、入院や施設入所への志向が強くなり、在宅医療への移行に不安を持つ県民（家族）への対応
<p>次年度以降の 改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○条件不利地域の在宅医療に積極的に取り組む診療所や訪問看護ステーション等への支援を継続的に実施 ○郡市医師会等に連携推進コーディネーターを配置し、圏域単位で在宅医療の拠点となる病院に対し、在宅等からの入院受け入れや在宅療養への移行を支援 ○県と市町村とが連携し、医療・介護関係者による協議の場を設定するなど、在宅医療提供体制の維持・確保に向けた方策を検討 ○在宅医療に対する県民の理解促進のための啓発の実施

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

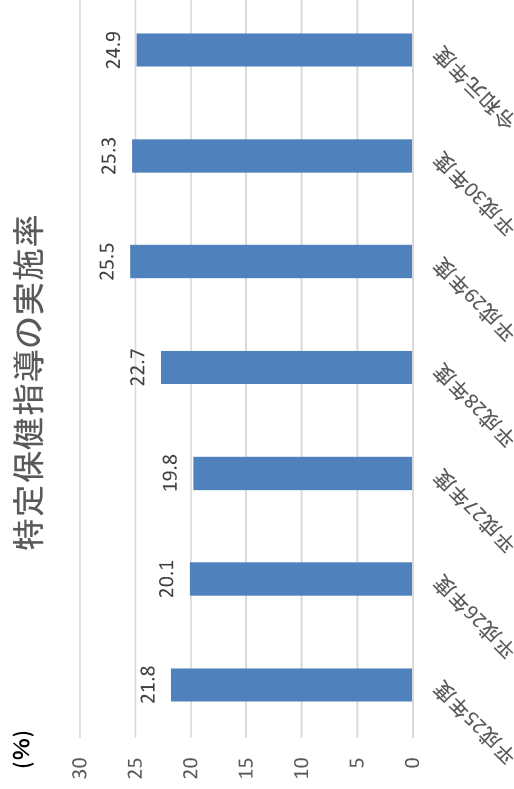
2020年度の 取組	保険者協議会で、特定健診・保健指導に関する事業（特定健康診査実施ガイド、受診勧奨用リーフレット等の作成）や医療費等の分析等の医療費適正化のための取組を実施した。
次年度以降の 改善について	2019年度から保険者協議会の事務局に島根県も参画し、他の保険者と協議しながら医療費適正化に向けた具体的な取組を行っており、継続して取り組むこととする。特に、医療費等の分析結果の活用についての検討を進めていく。また、県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会と引き続き、保険者協議会の場で医療費適正化に関する意見交換を実施する予定。

特定健康診査の実施率



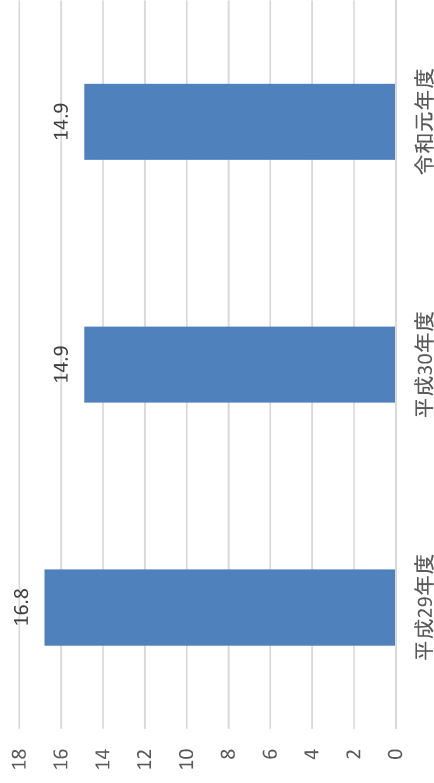
※数値は特定健康診査・特定保健指導に関するデータ(厚生労働省HP)より

特定保健指導の実施率



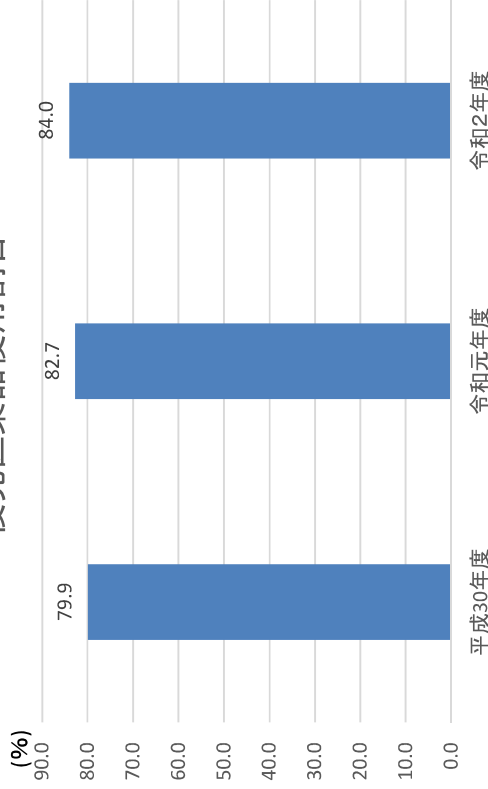
※数値は特定健康診査・特定保健指導に関するデータ(厚生労働省HP)より

(%) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率



※数値は特定健康診査・特定保健指導に関するデータ(厚生労働省HP)より

後発医薬品使用割合



※数値はNDBデータセット 都道府県別データブック(基礎編)後発医薬品使用割合